

2017年 3月30日

「働き方改革実行計画」に対する談話

ものづくり産業労働組合
J A M
書記長 河野哲也

1. 3月28日「働き方改革実現会議」（議長:安倍晋三内閣総理大臣）が開催され、「働き方改革実行計画」（以下「実行計画」）が決定された。「働き方改革実現会議」では、労使を含む多様な関係者が一堂に会して約半年にわたり議論が交わされ、「実行計画」には、19の改革項目とロードマップが示された。長時間労働の是正では、取引関係の弱い中小企業等が、発注企業からの短納期要請などに応える長時間労働を取引条件改善により是正が必要であることに触れている。中小企業の長時間労働の是正に向けて「実行計画」として結実したことの意義は大きい。
2. 中小企業に対しての長時間労働の是正に向けた取り組みが進むことを期待するが、一方で大手企業が長時間労働の是正に取り組むことにより、そのしわ寄せが中小企業に来る危険も孕んでいる。労働基準法の周知・徹底も併せて行う事が不可欠であり、時間外労働の歯止めを行う立場の従業員代表の選出実態を調査するとともに、36条に示す従業員代表であることを労働基準監督署が監督官を増強するなど、確実に指導することを求める。
3. 意欲と能力ある労働者の自己実現の支援として、「創造性の高い仕事で自律的に働く個人が、意欲と能力を最大限に発揮し、自己実現をすることを支援する労働法制が必要である」と働き方の責任を労働者に転嫁している。長時間労働に対する問題の責任は、企業であり使用者にあることを明確にしたうえで、「高度プロフェッショナル制度の創設」や「企画業務型裁量労働制の見直し」については無秩序な労働環境を助長し、長時間労働の是正に逆行する。一方「中小企業における月60時間超の時間外労働に対する割増賃金の見直し」については、平成22年以降棚上げにされており、早期に見直しを行うべきである。

以上